



職員の執務状況

人事行政の 運営状況

公表

2 分限および懲戒処分の状況

分限制度…任命権者（町長など）は▷勤務実績が良くない▷心身の故障で職務の遂行に支障がある▷その職に必要な適格性を欠いている——場合には、その職員を降任や免職することができます。また▷心身の故障で長期間の休養を要する▷刑事事件に関し起訴された——場合には休職することができます。

懲戒制度…任命権者は、職員が▷地方公務員法などに違反した▷職務上の義務に違反した、または職務を怠った▷全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった——場合に、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職などの処分をすることができます。

なお、平成21年度は分限処分（休職）が1人、懲戒処分の該当者はありませんでした。

3 服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員研修、職場内研修、通知発令などにより服務規律の遵守に努めています。

4 研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成21年度）

| 研修区分 | 研修課程名 | 修了者数 |
|------|--------------------------------------------------------|------|
| 一般研修 | 吏員研修（初級課程、中級課程、上級課程）、係長研修（新任課程、現任課程）、課長補佐研修新任課程、課長新任研修 | 47人 |
| 専門研修 | 法規事務研修、財務事務研修、税務事務研修、契約事務研修、土地区画整理セミナー | 10人 |
| 特別研修 | 人事評価研修、政策形成講座、政策法務講座、中堅職員能力向上研修 | 29人 |
| その他 | 町独自研修 | 28人 |

(2) 勤務成績判定の実施状況

平成17年度より全職員を対象に勤務評価を試行しています。

5 福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成21年度）

| 検診名 | 対象職員数 | 受診者数 | 受診率 |
|-------------|-------|------|-------|
| 子宮がん検診 | 57人 | 19人 | 33.3% |
| 乳がん検診 | 38人 | 21人 | 55.3% |
| 胸部検診 | 194人 | 164人 | 84.5% |
| 肝臓・胆のう・腎臓検診 | 152人 | 125人 | 82.2% |
| 胃がん検診 | 152人 | 112人 | 73.7% |
| 循環器検診 | 193人 | 181人 | 93.8% |
| V D T 検診 | — | — | — |

(2) 公務災害補償の状況（平成21年度）

公務災害補償とは、公務上または通勤による災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）に対する補償です。なお、平成21年度に認定された公務災害は1件でした。

町では、人事行政運営の公平性と透明性を高めるため「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の勤務条件や服務の状況などを公表します。なお、職員の給与や職員数などについては、3月1日号の広報に掲載予定です。

◆問い合わせ

町総務課行政係（☎82-3111内線412）へどうぞ。

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 職員の勤務時間 | 休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間 |
| 職員の勤務時間の割り振り | 午前8時半から午後5時半まで 休憩時間…正午から1時間 |

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況（平成21年）

| 総付与日数 | 総取得日数 | 全対象職員数 | 平均取得日数 | 消化率 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 5,296日 | 1,360日 | 136人 | 10.0日 | 25.7% |

(3) 主な特別休暇の導入状況（平成22年度）

| 種類 | 付与日数 |
|-------------|--------------------------------------------|
| 骨髄提供のための休暇 | 必要と認められる期間 |
| ボランティア休暇 | 5日の範囲内の期間 |
| 結婚休暇 | 連続する7日の範囲内の期間 |
| 産前休暇 | 8週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合に、出産の日までの請求した期間 |
| 産後休暇 | 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間 |
| 妻が出産する場合の休暇 | 3日の範囲内 |
| 保育時間 | 1歳6カ月未満の子を育てる職員が、その子のための保育期間として1日2回それぞれ1時間 |
| 夏季休暇 | 原則として連続する4日の範囲内の期間（7月～9月） |

(4) 育児休業および部分休業の利用状況（平成21年度）

育児休業は最大で3年間取得できます。また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するため、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することができます。

※育児休業中は無給となります。

| 区分 | 人数 | 承認期間 |
|------|----|-------------|
| 育児休業 | 1人 | 6カ月超え1年以下 |
| | 2人 | 1年超え1年6カ月以下 |
| 部分休業 | — | — |

※平成21年度に新たに取得した職員分です。

(5) 介護休暇の取得状況（平成21年度）

負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子などの介護をするために、6カ月の範囲内で介護休暇を取得することができます。なお、平成21年度の取得はありませんでした。